

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案要綱

## 第一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

### 一 農業経営基盤強化促進基本方針の規定事項の拡充

- (一) 都道府県知事は、農業経営基盤強化促進基本方針に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を定めるものとする。

(第五条第二項関係)

- (二) 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要があると認めるときは、農業経営基盤強化促進基本方針に農地中間管理機構が行う三の(一)に掲げる事業（農地売買等事業など）の実施に関する事項を定めるものとする。

(第五条第三項関係)

### 二 農業経営基盤強化促進基本構想の規定事項の拡充

市町村は、農業経営基盤強化促進基本構想に、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を定めるものとする。

(第六条第二項関係)

### 三 農地中間管理機構の事業の特例等

(一) 農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進基本方針に一の(二)に規定する事項が定められたときは

、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

1 農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

2 農用地等売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

3 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

4 1の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(二) 農地中間管理機構は、(一)の事業の全部又は一部を行おうとするときは事業規程を定め、都道府県知事の承認を受けなければならないものとする。

（第八条関係）

#### 四 青年等就農計画

##### (一) 青年等就農計画の認定等

1 市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを市町村に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

2 市町村は、提出された就農計画の内容が、基本構想に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第十四条の四関係)

(二) 日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、(一)の1の認定を受けた者(認定就農者)が認定就農計画に従って農業経営を開始するのに必要な無利子資金の貸付けを行うことができるものとする。

(第十四条の六及び第十四条の七関係)

(三) 都道府県は、新たに就農をしようとする青年等の相談に応じ、就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点(青年農業者等育成センター)としての機能を担う体制を確保するように努めるものとする。

(第十四条の十一関係)

(四) 国、地方公共団体、青年農業者等育成センター及び農業に関する団体は、相互に連携協力し、認定就農計画の達成のために必要な援助を行うように努めるものとする。

(第十四条の十二第一項関係)

(五) 国及び地方公共団体は、青年等の就農の促進を図るため、青年等に対する農業の技術又は経営方法の習得を支援するための措置、新たに農業経営を営む青年等の農業経営を確立するための措置等を講ずるよう努めるものとする。

(第十四条の十二第二項関係)

## 五 法人化の推進等

国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第三十二条関係)

## 六 その他

農地保有合理化事業に関する規定を廃止することその他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 農地法の一部改正

一 遊休農地に関する措置の強化

- (一) 農業委員会は、農地の利用状況調査の結果、遊休農地に該当する農地があるときは、所有者等に対し、その農地の農業上の利用の意向について調査（以下「利用意向調査」という。）を行うものとする。この場合において、所有者等を確認することができないときは、その旨及び所有者等はその権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出るべき旨等を公示するものとする。

（第三十二条関係）

- (二) 農業委員会は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるときは、その農地の所有者等に対し、利用意向調査を行うものとする。

（第三十三条関係）

- (三) 農業委員会は、(一)又は(二)の利用意向調査を行った場合において、農地の所有者等から農地中間管理機構に賃借権等の設定等を行う意思がある旨の表明があったときは、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。この場合、農地中間管理機構は、農地の所有者等に対し賃借権等の設定等に関する協議を申し入れるものとする。

（第三十五条関係）

- (四) 農業委員会は、(一)又は(二)の利用意向調査を行った場合において、次のいずれかに該当するときは、

農地の所有者等に対し、農地中間管理機構と賃借権の設定等に関する協議を行うべき旨を勧告するものとする。

1 農地を耕作する意思がある旨の表明があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、農業上の利用の増進が図られていないとき。

2 農地の所有権の移転又は賃借権等の設定等を行う意思がある旨の表明があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、所有権の移転又は賃借権等の設定等が行われないとき。

3 農業上の利用を行う意思がないとき、利用意向調査を行った日から起算して六月を経過した日においても意思の表明がないときその他農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認められるとき。

(第三十六条関係)

(五) (四)の勧告の日から起算して二月以内に勧告を受けた者との協議が調わないときは、農地中間管理機構は、勧告の日から六月以内に、都道府県知事に対し、農地中間管理権の設定に関し裁定を申請することができるとすること。都道府県知事は、当該裁定の申請があつた場合には、農地の所有者等

に意見書を提出する機会を与えた上で、裁定を行うものとする。

（第三十七条から第四十条まで関係）

(六) (一)の公示の日から六月以内に農地の所有者等から申出がないときは、農業委員会は、その旨を農地

中間管理機構に通知するものとする。この場合において、農地中間管理機構は、通知の日から起算して四月以内に、都道府県知事に対し、農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができ、するもの等とすること。

（第四十三条関係）

## 二 農地台帳等の法定化等

(一) 農業委員会は、農地の所有者、農地の所在、賃借権等の種類・存続期間等を記録した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（第五十二条の二及び第五十二条の三関係）

(二) 都道府県知事、市町村及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供するとともに、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、必要な情報

の提供を求めることができるものとする。

(第五十一条の二関係)

### 三 その他

農地中間管理機構の整備等に伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

## 第三 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正

一 農業法人投資育成事業に関する計画について、農林水産大臣の承認を受けることができる者として投資事業有限責任組合を追加すること。

(第三条から第七条まで関係)

二 日本政策金融公庫は、一の承認を受けた投資事業有限責任組合(以下「承認組合」という。)が一の承認に係る事業計画(以下「承認事業計画」という。)に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができるものとする。

(第八条第一項関係)

三 農地法の特例について、次のように見直すものとする。

(一) 一の承認を受けた株式会社(以下「承認会社」という。)であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫のほか、日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む場合には、当該承認会社は、



議決権等の保有制限を受けることなく、農業生産法人の構成員となることができることとする。

（第十条第一項関係）

(二) 承認会社又は承認組合が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合には、他の農業者等以外の者と合わせて、農業生産法人の総株主の議決権の二分の一未満まで議決権を持てるものとする。

（第十条第二項関係）

第四 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止

青年等就農計画等を農業経営基盤強化促進法に位置付けることに伴い、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法を廃止するものとする。

第五 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。